

# 登所許可意見書

(児童名) は、令和 年 月 日から下記の感染症の症状も回復し、  
集団生活に支障がない状態になったので登所可能と判断します。

令和 年 月 日 医療機関

医師名

## 1 医師が記入した意見書が必要な感染症

NO	<input type="checkbox"/> をつける	疾患名	登所のめやす
1		麻しん(はしか)	解熱後、3日を経過してから
2		風しん	発しんが消失してから
3		水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになってから
4		流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・頸下腺または舌下腺の腫れが発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
5		結核	感染の恐れがなくなってから
6		咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え、2日経過してから
7		流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
8		百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了してから
9		腸管出血性大腸菌感染症 (0157・026・0111等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間空けて連続2回の検便によりいずれも菌陰性が確認されてから
10		急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
11		髓膜炎菌性髓膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
12		感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	嘔吐・下痢などの症状が治まり普段の食事がとれること

## 2 医師の診断を受けてから登所が必要な感染症(保護者が記入)

令和 年 月 日 医療機関

保護者名

NO	<input type="checkbox"/> をつける	疾患名	登所のめやす
1		新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過してから
2		インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過してから
3		溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間経過していること
4		マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
5		手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響なく、普段の食事が取れること
6		伝染性紅班(リンゴ病)	全身状態が良いこと
7		ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響なく、普段の食事が取れること
8		RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
9		帯状疱疹(ヘルペス)	水痘と同様
10		突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
11		とびひ	すべての発しんが痂皮化していること
12		水いぼ	搔きこわし傷から浸出液が出ているときは被覆すること
13		アタマジラミ症	駆除を開始していること
14		その他( )	症状が治まっていること